

「虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」

分担研究報告書

重症化・再発防止のための連携のあり方と介入方法
児童虐待における保育所の役割と関係機関の連携のあり方

分担研究者 下泉秀夫 栃木県身体障害医療福祉センター医務科長

研究要旨 栃木県、群馬県、大阪府、大阪市、和歌山県の全認可保育所（2,050 ヲ所）を対象に、被虐待児および虐待ハイリスク児に関するアンケート調査を実施し 891 ヲ所（43.5%）から回答が得られた。「育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた園児」は、平成 9 年度に在籍した全園児数 64,594 名のうち 953 名（1.48%）、平成 10 年度に在籍した全園児数 67,148 名のうち 1,033 名（1.54%）いることが明らかとなり、府県別では大阪市、大阪府は 1.7～1.9%で、他の 3 県の 1.2～1.6%に比べ多かった。このうち被虐待児 257 名、虐待ハイリスク児 383 名、計 640 名の個々の事例について詳しい回答が得られた。児に行動・情緒の問題があり、家庭内に多くの問題がある家族が多く、児と家族への援助に当たっては多機関との連携が重要となるが、保育所（園）から 58%の児について関係機関へ連絡していたが、連絡先は、市長村の保育所所管課、児童相談所、福祉事務所など福祉機関が多く、保健所、市町村保健センターなど保健機関は少なく福祉と保健の連携に課題を認めた。48%の児について、関係機関が保育園へ援助を行っていたが、内容は「園に子どもの様子を見に来てくれた」が多く、保育所（園）はより積極的な援助を求めている。入所中に、親子関係の改善の得られたのは 24%であり、138 改善例について具体的な入所中の経過の報告が得られた。

A 研究目的

児童虐待防止において、保育所の果たす役割は、児童虐待の早期発見、在宅援助を行っている被虐待児への援助機関として非常に重要である。保育所入所中の被虐待児に対する関係機関の連携と家族への介入の実態を調査し、重症化・再発防止のための他機関との連携のあり方と介入方法について具体的な提言をまとめる。

B 研究対象および方法

平成 10 年度および 11 年度に、栃木県、群馬県、大阪府、大阪市、和歌山県の全認可保育所を対象に、被虐待児および虐待ハイリスク児に関するアンケート調査を実施した。対象となる全認可保育所 2,050 ヲ所のうち、891 ヲ所（43.5%）か

ら回答が得られた（表 1）。

C 結果

1. 保育所（園）の虐待に対する考え、現状

（1）80%の保育所では、保護者参観日、保育所（園）からの通知などを通じて、全園児の家庭に対して子育てに対する指導を行っているが、56%の保育所では、子育てに問題のある園児に対して園での生活において配慮して対応しており、69%の保育所では子育てに問題があると思われる園児の家庭に対して、送迎の際や手紙などで個別に指導していた。また、入園児以外の家庭に対しても「開放保育」などにより保育所（園）を開放している保育所（園）が 45%、入園児以外の子育てに困っている家庭に対しても「子育て相談室」など

の名称で個別に相談を受けている保育所が 39%、入園児以外の子育てに困っている家庭に対しても「子育て支援センター事業」を取り入れて個別に相談を受けている保育所が 19%あった(表 2)。

(2) 87%の保育所は、被虐待児の保育は可能であると答えており、さらに 49%の保育所は被虐待児への個別的な対応を含めて保育は可能であると答えていた(表 3)。

(3) 保育所(園)で被虐待児を保育するに当たり関係機関に求めたい援助として、関係機関による子どもの家族への定期的な指導を 61%の保育所(園)が望んでいた(表 4)。

(4) 「虐待を受けている子ども」、または「保育所(園)では児童虐待とは判断できないが、育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる子ども」を保育所(園)で指導し、子ども、または親子関係が改善した例として、栃木県 34 例、群馬県 39 例、和歌山県 12 例、大阪府 55 例、大阪市 18 例、合計 138 例について、親(養育者)の様子、子どもの様子、園での指導内容、関係機関との協力について具体的な内容の報告が得られた。

2. 平成 9 年度、10 年度に在籍した被虐待児・虐待ハイリスク児

(1) 平成 9 年度に在籍した「育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる園児」は、全園児数 64,594 名のうち 953 名(1.48%)いた。府県別では、大阪市、大阪府は 1.87%、1.71%で、和歌山県 1.35%、栃木県 1.33%、群馬県 1.21%に比べ多かった(表 5)。

(2) 平成 10 年度に在籍した「育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる園児」は、全園児数 67,148 名のうち 1,033 名(1.54%)いた。府県別では、大阪市、大阪府は 1.78%、1.76%で、平成 9 年同様、和歌山県 1.61%、栃木県 1.43%、群馬県 1.24%に比べ多かった(表 6)。

3. 各園児についての質問(平成 9 年度、10 年度に在籍した園児)

平成 9 年度、10 年度に在籍した園児で、育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる園児(児童虐待に当たる子ども(被虐待児)、または保育所(園)では児童虐待とは判断できないが、育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われる子ども)について、各園児についての質問を求めたが、被虐待児 257 名、虐待ハイリスク児 383

名、計 640 名の個々の事例について詳しい回答が得られた。

(1) 回答が得られた被虐待児は 257 名だったが、身体的虐待が 133 名(52%)、ネグレクトが 80 名(31%)、心理的虐待が 28 名(11%)、性的虐待が 2 名(0.8%)であった(表 7)。児童虐待とは判断できないが、育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる子ども 383 名から回答が得られた(表 8)。回答が得られた子どもの男女比は、男:女=1.5:1 で男が多かった(表 9)。

(2) その園児が児童虐待を受けている、または育児や親子関係に問題ありと考えたきっかけは、子どもの状態から疑った園児が全体の 69%、他の機関から保育所へ紹介があった園児が 20%であったが、親(養育者)が子どもの養育について、あるいは他の問題について、虐待について相談に来た園児も合わせて 24%いた(表 10)。

(3) その園児の状態については、園児の状態は、「行動・情緒の問題」を 58%以上の児に認めた。「いつも体や衣服が不潔」、「おやつや給食の時にむさぼり食べる」などネグレクトの症状をそれぞれ 30%、23%に認め、「いつも体に傷を作ってくる」といった身体的虐待を疑わせる症状を 17%に認めた。また、21%の児に精神発達の遅れを認めた(表 11)。

(4) 園児の家庭での育児や家庭の問題は、家庭の問題点として、「経済的に不安定」を 41%に認め、「複雑な家族関係」を 36%、「家庭内不和」を 26%に認め、家庭内に問題点を有する家庭が多いことがわかる。親(養育者)の養育上の問題点として、「激しい叱責」、「不適切な食事」、「育児が嫌いである、育児知識に乏しい」、「その子どもを可愛がれない」、「度を越したおしおき」を認めた例が多かった(表 12)。

(5) 園で行った支援と指導については、他の機関の協力を求めたのは、全体の 41%の子どもについてであった。しかし、大阪府では 59%の子どもについて、他の機関の協力を求めていた(表 13)。

(6) 園で実行可能だった、その子どもや親(養育者)だけへの特別な配慮は、いずれの府県も半数以上の保育所(園)が、「送迎の際に子どもの親(養育者)とよく話しをするようにした」、「園で子どもを十分可愛がったり、抱いたりして子どもに関わった」、「送迎などの際に子どもと親(養育者)の様子をよく観察した」など、積極的に親(養育者)へ、子ども自身へ関わろうという様子があった(表 14)。

(7) 園で行った関係機関への連絡については、ほとんどの府県で、半数以上の子どもについて関係機関へ連絡していたが、特に大阪府では73%の子どもについて関係機関へ連絡していた(表15)。連絡した関係機関は、日頃の保育所の業務上関係が深い市長村の保育所所管課、児童相談所、福祉事務所など福祉機関に連絡することが多く、保健所、市町村保健センターなど保健機関へ連絡することは少なかった。保健機関の中でも、大阪府、大阪市では、保健所保健婦に連絡した児が多かったが、栃木県、群馬県、和歌山県では、市町村保健センターの保健婦に連絡した児が多かった(表16)。

(8) 関係機関の行った援助については、48%の児について、関係機関が保育園へ援助を行っていたが、特に大阪府では65%の児に対して関係機関は援助を行っていた(表17)。関係機関の行った援助内容は、「園に子どもの様子を見に来てくれた」が最も多く、次に「子どもの家庭へ家庭訪問」が多かった。特に大阪府では、いずれの援助項目も他の県より多く、関係機関が積極的に保育所(園)を援助していた(表18)。

(9) 子どもへの援助に当たり関係機関に望む援助内容は、「子どもの家庭へ家庭訪問をして欲しい」、「園が行う子ども・親(養育者)への指導の相談相手になって欲しい」が多く、「園に子どもの様子を見に来る」ばかりでなく、より積極的な対応を求めている(表19)。

(10) 経過と結果は、保育所(園)、関係機関の援助にも関わらず、入所中に親子関係の改善の得られたのは24%に過ぎなかった(表20)。

親子関係が改善した内容は、「園にアドバイスを求める」、「子どもの問題行動が減った」、「基本的な生活や健康が守れる」、「親が自分の感情や衝動を守れるようになった」、「体に傷を作ってこなくなった」が多かったが、「体罰以外の躰の技術を用いることができるようになった」、「面接の約束が守られている」、「子どもが親(養育者)を恐れなくなる」、「公的機関の援助に協力的になる」などは、改善は困難だった(表21)。

D 考察および結論

一定の地域内での児童虐待の発生件数についての調査は既に行われており^{1)、2)、3)}、また、特定の保健所がその管内の被虐待児、虐待ハイリスク児の発生件数を調査しているが⁴⁾、その発生件数は対象年齢人口

1,000名当たり2~3名である。今回得られた、被虐待児、虐待ハイリスク児は、保育所(園)に入所している全園児中1.5%であり今までの一定の地域を対象とした調査に比べはるかに多かった。また今回の調査では、大阪市、大阪府など都市部が、他の3県に比べ多かった。

「行動・情緒の問題」を50%以上の児に認め、「経済的に不安定」、「複雑な家族関係」、「家庭内不和」など家庭内に問題点を有する家庭が多く、関係機関の連携による援助が重要と考えられたが、それらの子どもたちや家族のいる保育所(園)に、市長村の保育所所管課、児童相談所、福祉事務所など福祉機関が主に援助していたが、保健機関による援助は少なく福祉と保健の連携には課題を認めた。特に地方では保健所への連絡は非常に少なく、母子保健法の改正以後もハイリスク幼児への援助は保健所の役割であり問題が大きい。また、関係機関による援助内容は「園に子どもの様子を見に来てくれた」が多く、保育所(園)の「子どもの家庭へ家庭訪問をして欲しい」、「園が行う子ども・親(養育者)への指導の相談相手になって欲しい」など、より積極的な援助を求めていることとずれがあり、各関係機関において援助内容についても検討が必要である。

138 改善例についての具体的な入所中の援助経過の報告は、今後の保育所(園)における子ども、家族への援助に当たり貴重である。

E 文献

- 1) 大阪児童虐待調査研究会：被虐待児のケアに関する調査報告書、1989.
- 2) 大阪児童虐待研究会：大阪の乳幼児虐待 被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告、1993.
- 3) 下泉秀夫、宮本信也、柳澤正義：栃木県における小児虐待の実態、日児誌、1997;101:1588-1595.
- 4) 中村安秀、森田 博、徳永雅子、他：保健所における被虐待児の発見と予防のシステム化に関する研究：厚生省心身障害研究「親子のこころの諸問題に関する研究」平成4年度報告書、153-157.

F . 知的所有権の取得状況

なし

表1 対象及びアンケート回収率

府県名	保育所数	回収率(%)
栃木県	332	226 (68.1)
群馬県	425	243 (57.2)
和歌山県	232	112 (48.3)
大阪府	736	204 (27.7)
大阪市	325	106 (32.6)
計	2050	891 (43.5)

表2 保育所(園)で行っている児童虐待防止・子育て支援事業(園、(%))

府県名	1	2	3	4	5	6	7
栃木県	183(81.0)	110(48.7)	150(66.4)	89(39.4)	106(46.9)	35(15.5)	17(7.5)
群馬県	203(83.5)	133(54.7)	180(74.1)	70(28.8)	64(26.3)	36(14.8)	29(11.9)
和歌山県	90(80.4)	48(42.9)	80(71.4)	26(23.2)	5(4.5)	9(8.0)	14(12.5)
大阪府	146(71.6)	133(65.2)	134(65.7)	142(69.6)	101(49.5)	53(26.0)	33(16.2)
大阪市	90(84.9)	74(69.8)	72(67.9)	75(70.8)	71(67.0)	32(30.2)	10(9.4)
計	712(79.9)	498(55.9)	616(69.1)	402(45.1)	347(38.9)	165(18.5)	103(11.6)

1 保護者参観日、保育所(園)からの通知などを通じて、全園児の家庭に対して子育てに対する指導を行っている。2 子育てに問題のある園児に対して園での生活において、配慮して対応している。3 子育てに問題があると思われる園児の家庭に対して、送迎の際や手紙などで個別に指導している。4 入園児以外の家庭に対しても「開放保育」などにより保育所(園)を開放している。5 入園児以外の子育てに困っている家庭に対しても、「子育て相談室」などの名称で個別的に相談を受けている。6 入園児以外の子育てに困っている家庭に対しても、「子育て支援センター事業」を取り入れて個別的に相談を受けている。7 その他

表3 虐待を受けている児への対応に当たり保育所(園)でどのようなことが実行可能か(園、(%))

府県名	1	2	3
栃木県	6(2.7)	101(44.7)	103(45.6)
群馬県	10(4.1)	104(42.8)	102(42.0)
和歌山県	3(2.7)	47(42.0)	37(33.0)
大阪府	3(1.5)	52(25.5)	129(63.2)
大阪市	0(0)	32(30.2)	66(62.3)
計	22(2.5)	336(37.7)	437(49.0)

1 保育所(園)では被虐待児の保育は困難である。2 保育所(園)でも他児と同様の扱いならば被虐待児の保育は可能である。3 保育所(園)でも被虐待児への個別的な対応を含めて保育は可能である。

表4 保育所(園)で被虐待児を保育するに当たり、関係機関に求めたい援助(園、(%))

府県名	1	2	3	4
栃木県	58(25.6)	55(24.3)	22(9.7)	154(68.1)
群馬県	68(28.0)	48(19.8)	35(14.4)	147(60.5)
和歌山県	23(20.5)	30(26.8)	8(7.1)	60(53.6)
大阪府	77(37.7)	52(25.5)	28(13.7)	114(55.9)
大阪市	41(38.7)	20(18.9)	10(9.4)	67(63.2)
計	267(30.0)	205(23.0)	103(11.6)	542(60.8)

1 関係機関との定期的な情報交換。2 関係機関からの定期的な保育所(園)への巡回相談。
3 子どもへの虐待に関する研修会の開催。4 関係機関による子どもの家族への定期的な指導。

表5 平成9年度に在籍した「育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた園児」

府県名	園児数	援助・指導が必要だった園児数(%)
栃木県	13321	177 (1.33)
群馬県	17098	207 (1.21)
和歌山県	8089	109 (1.35)
大阪府	17331	296 (1.71)
大阪市	8755	164 (1.87)
計	64594	953 (1.48)

表6 平成10年度に在籍した「育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた園児」

府県名	園児数	援助・指導が必要だった園児数(%)
栃木県	13970	200 (1.43)
群馬県	17897	222 (1.24)
和歌山県	8362	135 (1.61)
大阪府	17867	315 (1.76)
大阪市	9052	161 (1.78)
計	67148	1033 (1.54)

表7 児童虐待を受けている子ども(人、%)

府県名	被虐待児数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	不明
栃木県	51	27(52.9)	18(35.3)	0(0)	6(11.8)	0(0)
群馬県	37	19(51.4)	11(29.7)	0(0)	6(16.2)	1(2.7)
和歌山県	16	10(62.5)	4(25)	0(0)	2(12.5)	0(0)
大阪府	108	56(51.9)	30(27.8)	1(0.9)	10(9.3)	11(10.2)
大阪市	45	21(46.7)	17(37.8)	1(2.2)	4(8.9)	2(4.4)
計	257	133(51.8)	80(31.1)	2(0.8)	28(10.9)	13(5.1)

表8 児童虐待とは判断できないが、育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた子ども(人)

府県名	援助・指導が必要な園児数
栃木県	78
群馬県	93
和歌山県	37
大阪府	99
大阪市	76
計	383

表9 子どもの性別(一部、性別不明あり)(人)

府県名	男	女
栃木県	78	56
群馬県	79	40
和歌山県	31	26
大阪府	117	84
大阪市	70	44
計	375	250

表10 疑ったきっかけ(複数回答)(人、%)

府県名	子どもの状態から	他の機関からの紹介	養育についておや(養育者が)相談に来た	家族・親戚・近隣からの情報	他の問題で親(養育者)が相談に来た	子どもが訴えた	虐待について親(養育者)相談に来た	その他
栃木県	98 (76.0)	29 (22.5)	15 (11.6)	14 (10.9)	9 (7.0)	8 (6.2)	3 (2.3)	9 (7.0)
群馬県	90 (69.2)	22 (16.9)	10 (7.7)	22 (16.9)	10 (7.7)	10 (7.7)	9 (6.9)	15 (11.5)
和歌山県	46 (86.8)	3 (5.7)	6 (11.3)	6 (11.3)	2 (3.8)	3 (5.7)	0 (0)	6 (11.3)
大阪府	123 (59.4)	56 (27.0)	27 (13.0)	12 (5.8)	19 (9.2)	13 (6.3)	14 (6.8)	17 (8.2)
大阪市	82 (67.8)	19 (15.7)	10 (8.3)	8 (6.6)	7 (5.8)	7 (5.8)	14 (11.6)	15 (12.4)
計	439 (68.6)	129 (20.2)	68 (10.6)	62 (9.7)	47 (7.3)	41 (6.4)	40 (6.3)	62 (9.7)

表11 園児の状態(複数回答,人(%)

府県名	行動・情緒の問題がある	いつも体や衣服が不潔	おやつや給食の時にむさぼり食べる	精神発達の遅れ	いつも体に傷を作る	運動発達の遅れ	極端にやせている	特に他の園児と変わらない	身長が低い	他の疾患・障害がある	その他
栃木県	90 (69.8)	43 (33.3)	27 (20.9)	32 (24.8)	19 (14.7)	16 (12.4)	8 (6.2)	15 (11.6)	8 (6.2)	3 (2.3)	17 (13.2)
群馬県	76 (58.5)	36 (27.7)	24 (18.5)	27 (20.8)	14 (10.8)	18 (13.8)	13 (10.0)	17 (13.1)	12 (9.2)	3 (2.3)	12 (9.2)
和歌山県	25 (47.2)	20 (37.7)	8 (15.1)	4 (7.5)	15 (28.3)	5 (9.4)	1 (1.9)	8 (15.1)	4 (7.5)	1 (1.9)	7 (13.2)
大阪府	106 (51.2)	64 (30.9)	61 (29.5)	50 (24.2)	42 (20.3)	31 (15.0)	34 (16.4)	16 (7.7)	33 (15.9)	13 (6.3)	29 (14.0)
大阪市	73 (60.3)	31 (25.6)	25 (20.7)	21 (17.4)	19 (15.7)	12 (9.9)	14 (11.6)	14 (11.6)	11 (9.1)	3 (2.5)	14 (11.6)
計	370 (57.9)	194 (30.4)	145 (22.7)	134 (21.0)	109 (17.1)	82 (12.8)	70 (10.9)	70 (10.9)	68 (10.6)	23 (10.8)	79 (12.3)

表12 園児の家庭での育児や家庭の問題(複数回答、人(%)

府県名	経済的に不安定	複雑な家族関係である	激しい叱責	不適切な食事	育児が嫌いである, 育児知識に乏しい	その子どもを可愛がれない	家庭内不和がある	度を越したおしおき	親の知的能力が低い
栃木県	50 (38.8)	41 (31.8)	42 (32.6)	42 (32.6)	38 (29.5)	39 (30.2)	36 (27.9)	26 (20.2)	21 (16.3)
群馬県	43 (33.1)	41 (31.5)	37 (28.5)	35 (26.9)	32 (24.6)	30 (23.1)	37 (28.5)	29 (22.3)	17 (13.1)
和歌山県	25 (47.2)	19 (35.8)	16 (30.2)	16 (30.2)	22 (41.5)	7 (13.2)	15 (28.3)	11 (20.8)	3 (5.7)
大阪府	90 (43.5)	85 (41.1)	73 (35.3)	68 (32.9)	60 (29.0)	68 (32.9)	44 (21.3)	57 (27.5)	28 (13.5)
大阪市	56 (46.3)	43 (35.5)	43 (35.5)	36 (29.8)	20 (16.5)	25 (20.7)	31 (25.6)	24 (19.8)	7 (5.8)
計	264 (41.3)	229 (35.8)	211 (33.0)	197 (30.8)	172 (26.9)	169 (26.4)	163 (25.5)	147 (23.0)	76 (11.9)

府県名	親（養育者）が多忙である	詳しくはわからない	病気になるに病院へ連れていけない	親（養育者）の性格が異常	親（養育者）がアルコール中毒・薬物中毒	親（養育者）が精神病	親（養育者）が精神病	家族による性的ないたずら	その他
栃木県	15 (11.6)	15 (11.6)	12 (9.3)	5 (3.9)	8 (6.2)	6 (4.7)	5 (3.9)	0 (0)	14 (10.9)
群馬県	8 (6.2)	11 (8.5)	3 (2.3)	15 (11.5)	4 (3.1)	6 (4.6)	4 (3.1)	0 (0)	27 (20.8)
和歌山県	3 (5.7)	4 (7.5)	2 (3.8)	10 (18.9)	2 (3.8)	1 (1.9)	1 (1.9)	0 (0)	9 (17.0)
大阪府	17 (8.2)	25 (12.1)	27 (13.0)	20 (9.7)	9 (4.3)	14 (6.8)	9 (4.3)	2 (1.0)	23 (11.1)
大阪市	21 (17.4)	9 (7.4)	16 (13.2)	8 (6.6)	16 (13.2)	9 (7.4)	11 (9.1)	1 (0.8)	21 (17.4)
計	64 (10.0)	64 (10.0)	60 (9.4)	58 (9.1)	39 (6.1)	36 (5.6)	30 (4.7)	3 (0.5)	94 (14.7)

表 1 3 園で行った支援と指導について（人）

府県名	園内で職員が相談して進めた	他の園児の保護者の協力を求めた	他の機関の協力を求めた（％）
栃木県	110	5	49(38.0)
群馬県	95	8	45(34.6)
和歌山県	44	2	9(17.0)
大阪府	137	11	122(58.9)
大阪市	87	6	39(32.2)
計	473	32	264(41.3)

表 1 4 その子どもや親（養育者）だけへの特別な配慮（人、（％））

府県名	送迎の際に子どもの親（養育者）とよく話しをするようにした	園で子どもを十分可愛がったり、抱いたりして子どもに関わった	送迎などの際に子どもと親（養育者）の様子をよく観察した	特別に時間をとってその子どもの親（養育者）の話を聞いた	子どもの傷や子どもの様子を観察した	親（養育者）へ、専門の相談機関などへ相談に行くことを勧めた	連絡帳を作り家庭とよく連絡をとるようにした	その子どもに特別に食事、牛乳などを与えた
栃木県	96 (74.4)	83 (64.3)	84 (65.1)	33 (25.6)	47 (36.4)	25 (19.4)	23 (17.8)	13 (10.1)
群馬県	87 (66.9)	92 (70.8)	77 (59.2)	51 (39.2)	49 (37.7)	23 (17.7)	21 (16.2)	12 (9.2)
和歌山県	31 (58.5)	34 (64.2)	25 (47.2)	22 (41.5)	20 (37.7)	4 (7.5)	13 (24.5)	2 (3.8)
大阪府	136 (65.7)	136 (65.7)	134 (64.7)	107 (51.7)	99 (47.8)	61 (29.5)	58 (28.0)	32 (15.5)
大阪市	77 (63.6)	73 (60.3)	68 (56.2)	49 (40.5)	39 (32.2)	28 (23.1)	20 (16.5)	12 (9.9)
計	427 (66.8)	418 (65.4)	388 (60.7)	262 (41.0)	254 (39.7)	141 (22.1)	135 (21.1)	71 (11.1)

表15 園で行った関係機関への連絡について（関係機関への連絡の有無）（人、（％））

府県名	した	しない
栃木県	75(58.2)	47
群馬県	65(50.0)	50
和歌山県	23(43.4)	20
大阪府	151(72.9)	37
大阪市	56(67.8)	44
計	370(57.8)	195

表16 連絡した関係機関（人、（％））

府県名	役場の保育所担当課	児童相談所	福祉事務所	保健所	市町村保健センター	園医	子どもの通院中の病院・医院	警察	その他
栃木県	36 (27.9)	22 (12.1)	15 (11.6)	3 (2.3)	21 (16.3)	2 (1.6)	1 (0.8)	1 (0.8)	15 (11.6)
群馬県	31 (23.8)	20 (15.4)	4 (3.1)	4 (3.1)	15 (11.5)	1 (0.8)	2 (1.5)	0 (0)	6 (4.7)
和歌山県	14 (26.4)	5 (9.4)	0 (0)	1 (1.9)	4 (7.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3.8)
大阪府	81 (39.1)	72 (34.8)	57 (27.5)	41 (14.8)	18 (8.7)	4 (1.9)	4 (1.9)	2 (1.0)	16 (7.7)
大阪市	15 (12.4)	20 (16.5)	21 (3.3)	14 (11.6)	3 (2.5)	1 (0.8)	0 (0)	2 (1.7)	7 (3.4)
計	177 (27.7)	139 (21.7)	97 (15.2)	63 (9.8)	61 (9.5)	8 (1.3)	7 (1.1)	5 (0.8)	46 (7.2)

表17 関係機関の行った援助について（人）

府県名	保育所へ援助を行った	行わなかった
栃木県	61(47.3)	16
群馬県	55(42.3)	10
和歌山県	17(32.1)	4
大阪府	135(65.2)	12
大阪市	42(34.7)	8
計	310(48.4)	50

表18 行った援助の内容（人、（％））

府県名	園に子どもの様子を見に来てくれた	子どもの家庭への家庭訪問	園が行う子ども・親（養育者）への指導の相談相手	他の関係機関へ連絡してくれた	園と一緒に親（養育者）へ面接を行ってくれた	子どもに対する事例検討会を開いてくれた
栃木県	41 (31.8)	36 (27.9)	26 (20.2)	18 (14.0)	13 (10.1)	3 (2.3)
群馬県	43 (33.1)	32 (24.6)	24 (18.5)	10 (7.7)	20 (15.4)	3 (2.3)
和歌山県	23 (43.4)	5 (9.4)	8 (15.1)	5 (9.4)	2 (3.8)	2 (3.8)
大阪府	89 (43.0)	78 (37.7)	73 (35.3)	54 (26.1)	36 (17.4)	39 (18.8)
大阪市	26 (21.5)	23 (19.0)	14 (11.6)	10 (8.3)	7 (5.8)	5 (4.1)
計	222 (34.7)	174 (27.2)	145 (22.7)	97 (15.2)	78 (12.2)	52 (8.1)

表 1 9 関係機関へ望む援助内容(人、(%))

府県名	子どもの家庭への家庭訪問	園が行う子ども・親(養育者)への指導の相談相手	園に子どもの様子を見に来て欲しい	園と一緒に親(養育者)へ面接を行って欲しい	子どもに対する事例検討会を開いて欲しい	他の関係機関へ連絡して欲しい
栃木県	48(37.2)	25(19.4)	27(20.9)	17(13.2)	15(11.6)	7(5.4)
群馬県	51(39.2)	37(28.5)	31(23.8)	13(10.0)	10(7.7)	9(6.9)
和歌山県	15(28.3)	10(18.9)	5(9.4)	3(5.7)	6(11.3)	2(3.8)
大阪府	71(34.3)	44(21.3)	29(14.0)	25(12.1)	21(10.1)	19(9.2)
大阪市	58(47.9)	37(30.6)	13(10.7)	13(10.7)	4(3.3)	9(7.4)
計	243(38.0)	153(23.9)	105(16.4)	71(11.1)	56(8.8)	46(7.2)

表 2 0 経過と結果について(人、(%))

府県名	親子関係に変化はなかった	親子関係は改善した	卒園前に退園してしまった	親子関係が悪化した	その他
栃木県	35(27.1)	30(23.3)	8(6.2)	3(23.3)	18(14.0)
群馬県	37(28.5)	29(22.3)	11(8.5)	0(0)	21(16.2)
和歌山県	12(22.6)	18(34.0)	5(9.4)	0(0)	2(3.8)
大阪府	62(30.0)	52(25.1)	25(12.1)	2(1.0)	40(19.3)
大阪市	34(28.1)	22(18.2)	16(13.2)	2(1.6)	24(19.8)
計	169(26.4)	151(23.9)	65(10.2)	7(10.2)	105(16.4)

表 2 1 親子関係が改善した内容(複数回答)(人、(%))

府県名	園に援助やアドバイスを求める	子どもの問題行動が減った	基本的な生活や健康が守れる	親が自分の感情や衝動を守れる	体に傷を作らなくなった	成長・発達改善	子どもについて肯定的な言葉で話す
栃木県	27(20.9)	24(18.6)	17(13.2)	13(10.1)	17(13.2)	6(4.7)	6(4.7)
群馬県	23(17.7)	13(10.0)	11(8.5)	10(7.7)	7(5.4)	9(6.9)	8(6.2)
和歌山県	8(15.1)	5(9.4)	2(3.8)	7(13.2)	6(11.3)	4(7.5)	4(7.5)
大阪府	57(27.5)	21(10.1)	28(13.5)	24(11.6)	24(11.6)	18(8.7)	16(7.7)
大阪市	22(18.2)	9(7.4)	8(6.6)	10(8.3)	6(5.0)	15(12.4)	5(4.1)
計	137(21.4)	72(11.3)	66(10.3)	64(10.0)	60(9.4)	52(8.1)	39(6.1)

府県名	子どもの発達要求に応じた対応ができる	公的機関の援助に協力的になる	子どもが親(養育者)を恐れなくなる	面接の約束が守られている	体罰以外の躰の技術を用いることができる	その他
栃木県	6(4.7)	6(4.7)	12(9.3)	1(0.8)	4(3.1)	12(9.3)
群馬県	11(8.5)	4(3.1)	2(1.5)	8(6.2)	3(2.3)	11(8.5)
和歌山県	2(3.8)	4(7.5)	3(5.7)	3(5.7)	1(1.9)	5(9.4)
大阪府	13(6.3)	14(6.8)	9(4.3)	15(7.2)	5(2.4)	12(5.8)
大阪市	5(4.1)	4(3.3)	2(1.7)	0(0)	1(0.8)	4(3.3)
計	37(5.8)	32(5.0)	28(4.4)	27(4.2)	14(2.2)	44(6.9)